

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（個人向け）

※9月16日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトが問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
すべての方に	<b>特別定額給付金</b>	家計への支援を行うため、令和2年（2020年）4月27日（基準日）に住居基本台帳に登録されている方に給付します。 ・1人あたり10万円 ・申請期限 9月10日	特別定額給付金コールセンター（総務省） TEL 0120-260020  横浜市特別定額給付金コールセンター TEL 0570-045592 FAX 045-681-8379
休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に	<b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。 ・申請期限 4月～6月に休業した人は9月30日 7月以降の休業分についても申請期限あり。詳細は確認を	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
国民健康保険の加入者で、感染、又は感染の疑いで就労できず十分な給与を受けられない方に	<b>国民健康保険の傷病手当金</b>	新型コロナウイルスに感染、又は、感染が疑われることにより、会社などを休み、事業主から十分な給与を受けられない場合に支給されます。	各区役所保険年金課保険係
後期高齢者医療制度の加入者で、感染、又は感染の疑いで就労できず十分な給与を受けられない方に	<b>後期高齢者医療制度の傷病手当金</b>	新型コロナウイルスに感染、又は、感染が疑われることにより、会社などを休み、事業主から十分な給与を受けられない場合に支給されます。	神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター TEL 0570-001120
子育てを行っている世帯の方に	<b>子育て世帯への臨時特別給付金</b>	児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯に給付します。 ・対象児童1人あたり1万円 ・申請不要。6月15日以降順次、児童手当の振込先に振り込みます。	横浜市子ども青少年局子ども家庭課 TEL 045-641-8411 FAX 045-641-8412

	<p><b>ひとり親世帯等への臨時特別給付金 (横浜市)</b></p>	<p>児童扶養手当を受給している世帯に給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1世帯2万円</li> <li>・申請不要。対象者の方に給付に関するお知らせをお送りした上で、児童扶養手当の振込先に振り込みます。</li> </ul>	<p>横浜市こども青少年局こども家庭課 TEL 045-641-8124 FAX 045-641-8412</p>
ひとり親世帯の方に	<p><b>ひとり親世帯臨時特別給付金 (国)</b></p>	<p>ひとり親世帯のうち以下の方にひとり親世帯臨時特別給付金を給付します。</p> <p>1 基本給付 市内在住のひとり親世帯のうち、令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者(※)であって、以下の①から③に該当する者</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限る） ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した者 ※受給資格者とは、児童扶養手当の資格要件に該当する者で、児童扶養手当の申請を行っていない者も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の方は申請不要、②③の方は申請必要</li> <li>・1世帯5万円（第2子以降は3万円加算）</li> </ul> <p>2 追加給付 上記①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1世帯5万円</li> <li>・申請必要</li> </ul> <p>※基本給付を受けていない方は、追加給付を受けることができません。 ※（注意）生活保護を申請時点で受給している方は、追加給付の対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請期限 基本給付、追加給付ともに令和3年2月26日（必着）</li> </ul>	<p>ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター TEL 0120-694281</p>
妊産婦の方に	<p><b>新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業</b></p>	<p>感染症のリスクが続く状況でも安心して妊娠・出産・子育てができるよう、国制度に基づく「分娩前のウイルス検査」や「育児等支援サービス」など、妊産婦などへの支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染した妊産婦に対し、退院後に保健師・助産師などが電話・自宅訪問による相談支援を実施</li> <li>・ウイルス検査を希望する妊婦に、検査費用を補助</li> <li>・里帰り出産できなくなった妊婦に、ヘルパーなどの利用費用を補助 など</li> </ul>	<p>横浜市こども青少年局こども家庭課 TEL 045-671-2455 FAX 045-681-0925</p>

<p>大学・大学院・短大・高専・専門学校・日本語教育機関の学生の方に</p>	<p><b>学生支援緊急給付金</b></p>	<p>家庭から自立してアルバイト収入により学費などを賄っている学生などで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている場合に支給されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯の学生 20万円</li> <li>・その他の学生 10万円</li> </ul> <p>※締切日などは在学に確認を</p>	<p>在学校の担当窓口</p>
<p>住居を失った、又は失うおそれのある方に</p>	<p><b>住居確保給付金</b></p>	<p>離職や廃業、収入減少などにより住居を失った、または、失うおそれのある方に、家賃相当額（上限あり）を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃額（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限）を原則3か月支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準を超える場合は、一部支給となります。</li> <li>・支給申請日の属する月以降分の家賃から対象となります。</li> </ul>	<p>各区役所福祉保健センター生活支援課</p>
	<p><b>市営住宅の一時提供</b></p>	<p>解雇などにより、住まいの確保が困難となった方に、市営住宅の一時提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限 令和3年3月31日（状況に応じて再延長する場合あり）</li> </ul>	<p>横浜市建築局市営住宅課 TEL 045-671-2923 FAX 045-641-2756</p>
	<p><b>家賃補助付きセーフティネット住宅への入居</b></p>	<p>収入が減少した方が入居する「家賃補助付きセーフティネット住宅」のオーナーに対する家賃減額補助の上限額を引き上げ、入居者の家賃の負担を軽減します。</p>	<p>横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課 （家賃補助付きセーフティネット住宅担当） TEL 045-451-7755 FAX 045-451-7707</p>
<p>生活にお困りの方に</p>	<p><b>生活困窮者自立支援制度・生活保護制度</b></p>	<p>生活にお困りの方に対し、お一人おひとりの状況に応じた支援を行う制度です。</p>	<p>各区役所福祉保健センター生活支援課</p>
<p>収入が減少し、生計や日常生活の維持が困難な世帯の方に</p>	<p><b>生活福祉資金（緊急小口資金）</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的に生計を維持することが困難となった世帯へ、貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限 12月31日</li> </ul>	<p>【問合せ】相談コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-46-1999</p>
	<p><b>生活福祉資金（総合支援資金）</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯へ、貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限 12月31日</li> </ul>	<p>【申込み】各区社会福祉協議会</p>
	<p><b>横浜市勤労者生活資金貸付制度（新型コロナウイルス感染症特例措置）</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した勤労者の方へ、貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月31日までに「本申込み」（必要書類全てを提出完了）が必要です。</li> </ul>	<p>【申込み】中央労働金庫（ろうきん）各支店</p>

税金の申告・納付が困難な方に	<b>国税の申告・納付期限の延長</b>	申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税を期限内に申告することが困難な方は、申告期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
税金の申告・納付が困難な方に	<b>徴収猶予（特例）</b>	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、市税の納税が困難な方は、徴収の猶予を受けられることがあります。 ※ 申請期限は、納期限までとなります。	各区役所税務課収納担当 ※ 県税については各県税事務所へ ※ 国税については国税局猶予相談センター（東京国税局）0120-948-271
国民年金保険料の納付が困難な方に	<b>国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例（臨時特例措置）</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少し、国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の免除や納付の猶予を受けられることがあります。	各区役所保険年金課国民年金係、又は、管轄の年金事務所
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な方に	<b>減免・徴収猶予</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少した場合は、保険料を減免または納付猶予ができる場合があります。	各区役所保険年金課保険係
公共料金の支払いが困難な方に	<b>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</b>	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市水道局お客さまサービスセンター（水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料） TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281  横浜市環境創造局経理経営課（井戸水に係る下水道使用料など、環境創造局で請求している下水道使用料） TEL 045-671-2826 FAX 045-663-0132
	<b>電気・ガス料金の支払い猶予</b>	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	<b>通信料金の支払い猶予</b>	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
感染症の影響により職を失った方などに	<b>新型コロナウイルス感染症対応に伴う会計年度任用職員緊急雇用事業</b>	感染症の影響により職を失った方などを対象に、会計年度任用職員の緊急雇用を実施します。 ・市内在住者40人程度 ・雇用期間 10月～令和3年3月 ・申込期限 9月9日 ※ 詳細は募集案内をご確認ください。	横浜市総務局人事課 TEL 045-671-2152 FAX 045-662-7712

受付終了しました

◆相談先一覧

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談	横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（一般のご相談） ※感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など TEL 045-550-5530 FAX 045-664-7296
新型コロナウイルスの感染が疑われる方や、その患者を診察した医療機関の方のご相談	新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター TEL 045-664-7761 FAX 045-664-7296
労働に関する相談	横浜しごと支援センター TEL 045-681-6512
就労に関する相談	横浜市就職サポートセンター TEL 0120-915-574
人権に関する相談	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
児童虐待に関する相談	よこはま子ども虐待ホットライン TEL 0120-805-240
	かながわ子ども家庭110番相談LINE ID : kana_kodomo110
DVに関する相談	横浜市DV相談支援センター TEL 045-671-4275/045-865-2040
	DV相談+（プラス）（内閣府） TEL 0120-279-889
こころの健康に関する相談	各区役所福祉保健センター ※祝休日を除く月～金 8：45～17：00  こころの電話相談 TEL 045-662-3522 ※祝休日を除く月～金 17：00～21：30、及び土日祝日 8：45～21：30
思春期・青年期の若者（15歳～39歳）のさまざまな問題に関する相談	青少年相談センター TEL 045-260-6615 ※祝休日を除く月～金 8:45～17:00
外国語による相談	横浜市多文化共生総合相談センター TEL 045-222-1209  【対応言語】日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。 [http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県サイトのサイトをご確認ください。 [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-ing](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing)